

## 第4章 施策の展開

---

### 基本目標1

### 自然や食に感謝する心を醸成します

---

#### 1 家庭、保育園、学校等における食を通じた子どもの健全育成

##### 【目指す方向】

- 家庭、保育園、学校等において、家族や友達と共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」を推進し、子どもたちが、食べる楽しみを実感しながら、食に関する興味・関心の向上や食事マナーを習得できるよう取組を進めます。
- 子どもたちが、食に関する正しい知識や食に感謝する心を身に付けられるよう、保育園、学校等において、栄養バランスのとれた給食を生きた教材として活用しながら、教育活動全体を通して食育の推進を図ります。

##### 【現状と課題】

- 世帯構造の変化やライフスタイルの多様化により単身世帯やひとり親世帯、共働き世帯などが増える中、家族と食卓を囲む機会が減り、家庭の中で受け継がれてきた食に関する正しい知識、食を選択する力、食事マナーの習得が困難になってきています。
- 近年の子どもたちの生活は、塾通いやゲーム・テレビ・スマートフォンの長時間利用などで生活リズムが乱れやすく、朝食の欠食や間食などの要因になっていると推察されます。
- 本市の「朝食の摂取状況」を見ると、週に3日以上朝食を欠食する小学5年生は3.3%、中学2年生は6.4%、高校2年生は5.3%であり、中学生の欠食率がやや高い傾向にあります。

##### 【具体的な取組】

##### ○家庭における食育の推進（子育て世代）

家庭における食育の取組により子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳）、育児相談及び母親学級の際に、保護者を対象に管理栄養士、保健師や食生活改善推進員によるバランスのとれた食事や生活リズムについての指導を行います。特に、増え続ける小児肥満の予防を図るため、3歳児健診や育児相談の際、対象児の食生活を見直すきっかけづくりとして、その保護者を対象に管理栄養士等による個別相談を行います。

## ○共食の推進

家族や友達と楽しく食事をする共食について、普及啓発を図ります。

## ○保育園における食育の推進

栄養バランスのとれた給食の提供はもとより、食に関する興味・関心のきっかけづくりとして、各園で工夫を凝らしながら様々な食育活動を行います。

- ・農園での野菜づくり、果物狩り体験
- ・年中行事に合わせた給食の提供
- ・給食で使用する食材や調理の見学
- ・和食の「だし」を知る学習

## ○小、中、義務教育学校における食育の推進

食の大切さや食事マナーなどを学ぶ機会として、学校農園での農作業体験に加え、各学校で工夫を凝らしながら様々な食育活動を行います。

- ・児童と保護者が一緒に給食を食べる「親子給食」
- ・栄養教諭等による食育、栄養指導
- ・学校農園で自らが栽培した農作物の収穫体験、調理体験
- ・生産者による学校給食訪問
- ・学校給食共同調理場や地元農家への社会科見学

## ○学校給食共同調理場等による食育の推進

栄養バランスのとれた学校給食の提供はもとより、学校給食での郷土料理、行事食の提供、社会科見学の受入、学校との連携による食育授業などに取り組みます。

## ○学校農園の開設支援

小、中、義務教育学校の児童生徒が、農作業の体験を通して農業に対する理解や食への感謝の心を育むことができるよう、学校農園の開設を支援します。

## 【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
毎日朝食を食べる児童生徒の割合（小学5年生・中学2年生）	平成27年度	小学生 86.3% 中学生 76.5%	生活習慣アンケート調査等結果報告書	小学生 100% 中学生 100%
肥満傾向（カウプ指数※18以上）にある幼児の割合（3歳児）	平成27年度	4.2%	3歳児健診結果	4.0%以下

※カウプ指数…乳幼児の肥満度を表す指標。体重（kg）÷（身長（m）×身長（m））で計算される。

## 2 食に関する体験活動の促進

### 【目指す方向】

○食の大切さに関する理解を深めるため、食料の生産から消費に至るまでの農業体験など様々な体験活動を促進します。

### 【現状と課題】

○時代の変化とともに、農産物が自然の恵みであることや毎日の食生活が多くの人々の活動によって支えられていることが実感しにくくなり、食の大切さに対する意識が薄れつつあります。

○一方で市民農園の利用率は、毎年90%を超えており、農に親しむことへの市民の関心の高さがうかがえます。

○市内の保育園や小、中、義務教育学校では、様々な工夫を凝らしながら、子どもたちに農に親しむ機会を提供しています。

### 【具体的な取組】

#### ○市民農園（ふれあい農園）の設置

市内の未利用農地を有効活用し、市民農園を設置することで、市民が農に親しむ機会を創出するとともに、農作業の相談等を通して農地所有者等と市民農園利用者との交流を図ります。

#### ○（再掲）学校農園の開設支援

小、中、義務教育学校の児童生徒が、農作業の体験を通して農業に対する理解や食への感謝の心を育むことができるよう、学校農園の開設を支援します。

#### ○（再掲）保育園における食育の推進

栄養バランスのとれた給食の提供はもとより、食に関する興味・関心のきっかけづくりとして、各園で工夫を凝らしながら様々な食育活動を行います。

- ・ 農園での野菜づくり、果物狩り体験
- ・ 年中行事に合わせた給食の提供
- ・ 給食で使用する食材や調理の見学
- ・ 和食の「だし」を知る学習

#### ○農業体験交流イベントの実施

農村地域が持つ魅力を再認識してもらうきっかけとして、田園ウォーキングや親子参加型の農作物収穫体験などのイベントを実施します。

## 【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
市民農園（ふれあい農園）の開設数	平成 30 年度	14 箇所	那須塩原市 農業公社経 営状況報告 書	16 箇所
学校農園開設支援事業を活用する小、中、義務教育学校数	平成 30 年度	20 校	学校農園開 設支援事業 実績	全校

### 3 優れた食文化の継承

#### 【目指す方向】

- 日本古来の食文化や地域の気候風土と結び付いた郷土料理の良さを再認識してもらい、家庭において日々の食生活に取り入れ、親から子、子から孫へ引き継がれるよう取組を進めます。

#### 【現状と課題】

- 世帯構造の変化やライフスタイルの多様化により、単身世帯やひとり親世帯、共働き世帯などが増える中、家庭内での日本古来の食文化や郷土料理の継承が困難になってきています。
- 伝統的な食文化である「和食」が、ユネスコの無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、食育活動を通じて、和食、郷土料理、食事の作法など食文化に関する市民の理解を深める必要があります。
- 伝統的な食文化と併せて、本市の誇りであり、日本遺産に認定された那須野が原の開拓の歴史についても市民の理解を深める必要があります。

#### 【具体的な取組】

- 給食での郷土料理や行事食の提供  
食に関わる文化や歴史に関する学びの一環として、給食で郷土料理や行事食を提供します。
- 農村生活研究グループ協議会の活動支援  
食育・地産地消の牽引役として小学校や公民館での食育関連講座の講師としても活躍している、市内女性農業者で構成する農村生活研究グループ協議会の活動を支援します。
- 食育関連講座の開催  
各公民館において、そば打ち教室、味噌づくり教室、親子料理教室など食育関連の講座を開催します。
- （再掲）共食の推進  
家族や友達と楽しく食事をする共食について、普及啓発を図ります。

## 【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
農村生活研究グループ協 議会の年間活動数	平成 30 年度	17 事業	那須塩原市 農業公社経 営状況報告 書	20 事業

## 4 自然環境への負荷の低減

### 【目指す方向】

- 農畜産物の生産の礎になる農地や里地里山の保全活動を支援するとともに、自然環境への負荷の低減を図るため循環型社会の構築を目指します。
- 市民一人ひとりが、残さず食べる習慣を身に付けること、作り過ぎや必要以上に購入しないなど、食べ物を無駄にしない意識を高め、「もったいない」気持ちを育む取組を推進します。

### 【現状と課題】

- 都市化の進展や各種開発による緑地の減少、手入れ不足による里山の荒廃などにより、本市の農地面積、森林面積は減少傾向にあります。
- 日常生活において、食料が豊富に存在する中で、食への感謝の気持ちが薄れつつあり、食べ残しや食品の廃棄が発生していることから、食品を無駄にしない取組が求められています。

### 【具体的な取組】

- 環境保全型農業の推進  
化学肥料・化学合成農薬の低減など自然環境の保全に資する農業に取り組む農業者の営農活動を支援します。
- 資源循環型農業の推進  
耕種農家と畜産農家のマッチングを図り、耕畜連携による資源循環型農業の推進を図ります。
- 環境企画展や自然観察会の開催  
環境企画展や自然観察会を通して自然の大切さ・尊さを再認識してもらい、市民の環境保全意識の高揚を図ります。
- 食品ロスの削減  
まだ食べられる食品をごみとして出してしまう、いわゆる「食品ロス」について、市民等に市の現状や対策などを周知し、発生抑制に取り組みます。その取組の一環として、学校と連携の下、食品ロス削減パンフレットを児童・生徒に配布し、食べ残しの削減に努めます。
- 家庭ごみの堆肥化の推進  
家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭における生ごみ処理器の導入を支援し、生ごみの堆肥化を推進します。

## 【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
環境保全型農業直接支払 交付金事業における取組 面積	平成 30 年度	1,152.6h a	環境保全型 農業直接支 払交付金事 業実績	1,250.0h a



## 1 栄養バランスのとれた食生活の推進

### 【目指す方向】

- 市民が栄養バランスを示す指標に関心を持ち、理解を深め、ライフステージに応じた健康的な食生活を実践できるよう取組を推進します。
- 家族と一緒に食事をとりながら望ましい食習慣が身に付けられるよう、家庭における食育の重要性を普及啓発し、食による健康の土台づくりを進めます。

### 【現状と課題】

- ライフスタイルの変化や食の外部化等により、栄養の偏りや朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れに起因する肥満、生活習慣病、過度のやせなど、食に関わる様々な健康問題が引き起こされています。
- 本市の「主食、主菜、副菜の3つをそろえた食事の状況」や「野菜を摂取しようとする意識」を見ると、全国に比べてその取組状況が低い傾向にあるため食生活の改善が求められます。
- 栄養バランスのとれた食生活の実践は、毎日のことであり、継続することで効果が発現されることから、ライフステージに応じた無理のない取組が必要になります。

### 【具体的な取組】

- 健康的な食事の普及啓発  
主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスのとれた食事やその実践を通して不足しがちな野菜摂取量の増加を目指し、野菜を1日あと70g（国の目標値「毎日350g以上」と国民平均280gとの差）増やす方法の普及啓発を図ります。
- 食生活改善推進員の養成と活動支援  
地域の中心となって健康的な食生活普及活動を行う食生活改善推進員を養成するとともにその活動を支援します。
- （再掲）家庭における食育の推進（子育て世代）  
家庭における食育の取組により子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳）、育児相談及び母親学級の際に、保護者を対象に管理栄養士、保健師や食生活改善推進員によるバランスのとれた食事や生活リズムについての指導を行います。特に、増え続ける小児肥満の予防を図るため、3歳児健診や育児相談の際、対象児の食生活を見直すきっかけづくりとして、その保護者を対象に管理栄養士等による個別相談を行います。

## ○家庭における食育の推進（全世代）

幅広い世代を対象にした健康相談会や食生活相談等を行い、ライフステージに応じた家庭での健康づくりを支援します。また、自身の食習慣を見直すきっかけづくりとして、働き盛りである30・35歳節目健診受診者を対象にした食習慣調査を実施するとともに、高齢者に対しては、住民主体の「通いの場」や生きがいサロンで、栄養や食生活に関する知識の普及を図ります。

## ○（再掲）共食の推進

家族や友達と楽しく食事をする共食について、普及啓発を図ります。

## 【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合	平成 27 年度	31.1%	生活習慣アンケート調査等結果報告書	40%以上
毎日野菜をたっぷり（1日小鉢5皿、350g程度）食べる人の割合	平成 27 年度	27.4%	生活習慣アンケート調査等結果報告書	32%以上

## 2 生活習慣病の発症予防の推進

### 【目指す方向】

- 市民の健康寿命の延伸を実現するため、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患など生活習慣病の発症予防に重点を置いた対策を推進するとともに、重症化の予防に取り組みます。
- 食生活による生活習慣病の予防について、普及啓発や指導を行い、市民の意識の向上を図ります。

### 【現状と課題】

- ライフスタイルの変化や食の外部化等により、栄養の偏りや朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れに起因する肥満、生活習慣病、過度のやせなど、食に関わる様々な健康問題が引き起こされています。
- 本市の「健康寿命の状況」を見ると、男女ともに県の健康寿命をわずかですが上回っています。
- 本市の「減塩の取組状況」を見ると、若い世代での取組が低い状況にあるため、さらなる取組が求められます。
- 本市の「メタボリックシンドロームの状況」を見ると、全国に比べてメタボリックシンドローム予備群が多くなっています。
- 本市の「BMIによる肥満度の状況」を見ると、全国に比べてわずかですが「やせ」の割合が高い傾向にあります。

### 【具体的な取組】

- 生活習慣病予防の普及啓発  
様々な機会を通して、減塩等の食を通じた生活習慣病予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- 各種検診の受診率の向上  
各種検診の受診率向上のため、未受診者への受診勧奨等を行い、生活習慣病の発症予防や早期発見につなげます。

## ○（再掲）家庭における食育の推進（子育て世代）

家庭における食育の取組により子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、2歳、3歳）、育児相談及び母親学級の際に、保護者を対象に管理栄養士、保健師や食生活改善推進員によるバランスのとれた食事や生活リズムについての指導を行います。特に、増え続ける小児肥満の予防を図るため、3歳児健診や育児相談の際、対象児の食生活を見直すきっかけづくりとして、その保護者を対象に管理栄養士等による個別相談を行います。

## ○（再掲）家庭における食育の推進（全世代）

幅広い世代を対象にした健康相談会や食生活相談等を行い、ライフステージに応じた家庭での健康づくりを支援します。また、自身の食習慣を見直すきっかけづくりとして、働き盛りである30・35歳節目健診受診者を対象にした食習慣調査を実施するとともに、高齢者に対しては、住民主体の「通いの場」や生きがいサロンで、栄養や食生活に関する知識の普及を図ります。

## 【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
市民の健康寿命	平成 28 年	男性 79.26 歳 女性 84.03 歳	栃木県算定 値	健康寿命の延伸
減塩に積極的に取り組んでいる人の割合	平成 27 年度	19.6%	生活習慣ア ンケート調 査等結果報 告書	25%以上

## 1 市産農産物の生産振興と消費の拡大

### 【目指す方向】

- 市産農産物の生産振興を図るため、担い手の確保や農業経営基盤の強化を支援し、本市の基幹産業の一つである農業を維持・発展させ、次代につなげていきます。
- 消費者が市産農産物を手軽に購入できるよう、取扱小売店の増加や農産物直売所の整備を推進するとともに、学校給食における市産農産物の利用の拡大を図ります。

### 【現状と課題】

- 本市の農業産出額は順調に増加していますが、一方でそれを支える販売農家数及び経営耕地面積は、いずれも減少傾向にあります。
- 本市の基幹産業の一つである農業を維持・発展させるためには、「稼げる農業」を実現するとともに、新たな担い手として農業者を育成・確保する必要があり、そのためにも市内における販路を確保することが重要になっています。
- 本市の「学校給食における地場産食材の使用状況」を見ると、市産農産物の使用割合は増加傾向にあります。

### 【具体的な取組】

- 担い手の育成・確保  
農業経営改善計画の実現に向けた指導・助言や農地の集積化による農業経営基盤の強化を進め、担い手の育成・確保を図ります。
- 新規就農者の育成・確保  
青年等就農計画の実現に向けた助言・指導や農業次世代人材投資資金制度の活用による経済的支援を通して、新規就農者の育成・確保を図ります。
- 農産物の生産振興  
国、県等の各種事業の活用に加え、新規就農者や担い手を対象に農業用機械や施設の導入を本市独自に支援し、農産物の生産振興を図ります。
- 農産物の消費拡大  
那須野農業協同組合等との連携による学校給食への市産農産物の利用拡大、農産物直売所の利用促進などにより、市産農産物の消費拡大を推進します。

## ○【新規】農産物直売所の再整備

農業者の販路の一つとして機能している、市が所有する2つの農産物直売所（青木ふるさと物産センター及びアグリパル塩原）を食育、地産地消、6次産業化の拠点施設として再整備します。

## 【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
認定農業者数	平成 30 年度	629人	那須塩原市 農業公社経 営状況報告 書	700人
年間の農業産出額	平成 29 年	367億円	市町村別農 業産出額	388億円
学校給食における市産農 産物の使用割合	平成 30 年度	20.7%	栃木県の学 校給食関係 諸調査	25.0%
農産物直売所の販売額	平成 30 年度	11.6億円	農産物直売 所設置状況 調査	13.6億円

## 2 市産農産物のブランド力の向上

### 【目指す方向】

- 市産農産物の魅力を市内外に発信し、消費者の認知度を高めることでブランド力を強化し、消費拡大につなげます。

### 【現状と課題】

- 本市は、全国有数の農業生産地となっており、新鮮な農産物やそれらを生かした加工食品が多数あります。
- 市産農産物の消費拡大を図るためには、これらの強みを生かしてブランド力を強化するとともに、消費者の認知度を高めることが必要であり、そのためには、農観商工に携わる企業や関係団体との産業間の連携がより重要になっています。

### 【具体的な取組】

#### ○地域ブランドの普及・拡大

那須塩原ブランド認定品やJAなすのブランド品であるBB9（ビューティフルブランドナイン）などを中心に、関係機関と連携を図りながら普及・拡大を図ります。

#### ○【新規】地域ブランドの効果的なPR

効果的・効率的に地域ブランドの認知度向上を図るため、市内外に向けて発信する戦略的なPR手法を検討します。

#### ○【新規】ONSEN ガストロノミーツーリズムの展開

その土地ならではの食、自然、文化を楽しむ旅として人気を博すガストロノミーツーリズムに本市自慢の温泉を加え、農観商工の連携によるONSEN ガストロノミーツーリズムを展開し、本市が持つ魅力を市内外に広く発信します。

#### ○（再掲）【新規】農産物直売所の再整備

農業者の販路の一つとして機能している、市が所有する2つの農産物直売所（青木ふるさと物産センター及びアグリパル塩原）を食育、地産地消、6次産業化の拠点施設として再整備します。

## 【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
那須塩原ブランド 認定品数	平成 30 年度	23 品目	那須塩原ブ ランド認定 実績	30 品目
（再掲） 農産物直売所の販売額	平成 30 年度	11.6 億円	農産物直売 所設置状況 調査	13.6 億円



### 3 牛乳等の生産振興と普及拡大

#### 【目指す方向】

○生乳生産本州一のまちと牛乳や乳製品を組み合わせた消費拡大や普及啓発を図りながら、魅力ある酪農のまちづくりを推進します。

#### 【現状と課題】

- 本市の乳用牛（生乳等）の産出額は、179.4 億円で全国第4位を誇っていますが、一方でそれを支える酪農家数は減少傾向にあります。
- 本市の「乳製品の摂取状況」を見ると、年代別の比較において若い世代の摂取状況が低い傾向にあります。
- 今後は、ミルクタウン戦略に基づき各種施策を着実に展開していくことが求められます。

#### 【具体的な取組】

##### ○牛乳や乳製品の生産振興

国、県等の各種事業の活用による農業用機械や施設の導入、6次産業化に対する支援に加え、優良雌牛の導入や家畜自衛防疫（予防接種）の助成など本市独自に支援を行い、牛乳や乳製品の生産振興を図ります。

##### ○牛乳や乳製品の普及拡大

「生乳生産本州一のまち」のイメージアップと併せて牛乳や乳製品の普及拡大を図るため、各種事業を展開します。

- ・市公認ブランドキャラクター「みるひい」の活用による情報発信
- ・畜産フェア、牛乳の日（9月2日）などのイベントの開催
- ・地域イベントへの乾杯用牛乳提供
- ・各種イベントにおいて牛乳や乳製品を試飲できるミルクスタンドの設置
- ・牛乳や乳製品を使用した料理（ケーキやチーズフォンデュなど）の普及促進

##### ○オリジナル乳製品の研究開発

栃木県立那須拓陽高等学校等と共同するなどし、地域資源を生かしたオリジナル乳製品の研究開発を行います。

## 【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
年間の生乳生産量	平成 30 年度	157,152 t	生乳生産量 調査	160,000 t
（再掲） 年間の農業産出額	平成 29 年	367 億円	市町村別農 業産出額	388 億円

## 1 安全・安心な農産物の提供と食品の安全性に関する理解の促進

### 【目指す方向】

- 安全・安心な農産物を消費者に提供できるよう、農薬の適正使用の普及・啓発と農業者のGAP（農業生産工程管理）※の取組や有機農業の取組を推進します。
- 生産者や食品関連事業者が行う食品の安全性や信頼性確保に向けた取組である食品安全情報や産地情報等が、消費者に正しく伝わる取組を促進します。
- 消費者が食品の安全性等に関する基礎的な知識（科学的知見に基づく情報、食中毒予防方法、食品表示の知識等）を習得できるよう努めます。

※GAP（農業生産工程管理）…農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと

### 【現状と課題】

- 食中毒や異物混入事件など、食品の信頼性を失わせる事件が繰り返し発生し、食の安全性に対する関心が高まっており、県民の「食品の安全性に対する意識」を見ると、約6割の人が食品の安全性に不安を感じています。
- 本市では、現在も農業者のGAPや有機農業の取組を推進し、安全・安心な農産物の生産に努めていますが、消費者のニーズに応えるためには、より一層の取組の拡大が必要になります。
- 外食、調理済み食品などの利用の増大により、消費者には食を自ら判断し、食を選択する能力を身に付けてもらうよう、食品の基礎的な知識を普及推進する必要があります。
- 生産者や食品関連事業者においては、法令遵守の下、HACCP（ハサップ）※やトレーサビリティ※に取り組むとともに、それらの情報を積極的に消費者に提供することが求められます。

※HACCP（ハサップ）…異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至るまでの全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために工程を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理手法のこと。

※トレーサビリティ…食品の生産、加工、流通などの各段階で、原材料の出所や製造元、販売先などの記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡できるようにすること。

## 【具体的な取組】

## OGAP（農業生産工程管理）の推進

農業者自らが行う食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための農業生産工程管理の取組を推進します。

## ○（再掲）環境保全型農業の推進

化学肥料・化学合成農薬の低減など自然環境の保全に資する農業に取り組む農業者の営農活動を支援します。

## ○農薬の適正使用の普及・啓発

登録農薬の使用の徹底と適正な使用方法について、普及・啓発を図ります。

## ○食の安全に資する放射能対策の推進

安全・安心の農産物の確保と放射能に対する市民の不安の払拭を図るため、各種事業を展開します。

- ・栃木県農産物モニタリング検査結果の適切な情報発信
- ・農産物の放射性物質吸収抑制対策の支援
- ・食品の放射性物質簡易検査の実施
- ・学校給食丸ごと放射性物質検査の実施

## ○生産者や食品関連事業者への適切な情報提供

生産者や食品関連事業者による食品関連情報の発信に対する支援、とちぎ食の安全・安心パートナーの登録促進、HACCP（ハサップ）やトレーサビリティ制度の普及促進などの栃木県の取組について、生産者や食品関連事業者への適切な情報提供に努めます。

## ○消費者への適切な情報提供

食中毒予防や食品表示の知識など、食の安全に関する栃木県の取組について、消費者への適切な情報提供に努めます。

## 【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
（再掲） 環境保全型農業直接支払 交付金事業における取組 面積	平成 30 年度	1,152.6h a	環境保全型 農業直接支 払交付金事 業実績	1,250.0h a

## 2 市民等と一体となった食育・地産地消推進活動の展開

### 【目指す方向】

○市民をはじめ、健康・福祉・教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等と行政機関がそれぞれの役割を生かしつつ、一体となって食育・地産地消の推進が図れる体制の構築を目指します。

### 【現状と課題】

○本市においては、食育・地産地消の認知度が十分とは言えない状況にあります。  
○本市の食育・地産地消を推進していくためには、本計画に対する市民等の理解や認知度を深めた上で、それらを行動や実践に移してもらえるような仕組みが必要になります。

### 【具体的な取組】

○【新規】（仮称）食育・地産地消推進会議の設置

本計画を着実に推進するため、学識経験者や健康・福祉・教育関係者、農林漁業者等で構成する「（仮称）食育・地産地消推進会議」を設置します。

○食育・地産地消の意識の向上

「食育の日」、「とちぎ地産地消の日」等の機会をきっかけとして、市民の食育・地産地消に対する意識の向上を図ります。

- ・全国食育月間 6月、全国食育の日 毎月19日
- ・とちぎ食育推進月間 10月
- ・とちぎ地産地消の日 毎月18日

○（再掲）農村生活研究グループ協議会の活動支援

食育・地産地消の牽引役として小学校や公民館での食育関連講座の講師としても活躍している、市内女性農業者で構成する農村生活研究グループ協議会の活動を支援します。

○（再掲）食生活改善推進員の養成と活動支援

地域の中心となって健康的な食生活普及活動を行う食生活改善推進員を養成するとともにその活動を支援します。

## 【主な指標】

項目	基準（現状）			目標 （令和6年度）
（再掲） 農村生活研究グループ協 議会の年間活動数	平成 30 年度	17 事業	那須塩原市 農業公社経 営状況報告 書	20 事業